

構造改革特別区域計画書

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

郡上市

2 構造改革特別区域の名称

古今伝授の里やまと 食・文化再生特区

3 構造改革特別区域の範囲

郡上市の区域の一部（大和町地域）

4 構造改革特別区域の特性

郡上市大和町は、昭和30年3月に当時の弥富村・西川村・山田村の三村が合併して大和村として発足、昭和60年11月には町制を施行し、平成16年3月に当時の郡内7町村が合併して郡上市となった。郡上市では、現在も旧町村の特性を生かしながら、それぞれ個性的な地域づくりが行われており、構造改革特別区域の範囲も、旧大和町区域に限定して設定するものである。

① 豊かな自然と恵まれた交通条件

本地域は、本州のほぼ中央部、岐阜県の中心に位置する奥美濃と呼ばれる地域で、白山山脈を北に抱き、清流長良川が町の中央を北から南に貫流する自然豊かな中山間地域である。

長良川を縫って東海北陸自動車道と国道156号が通り、岐阜市から約1時間、名古屋市から約1時間30分、本年7月に東海北陸自動車道が全線開通すれば、北陸の主要都市とも2時間前後で結ばれ、東海と北陸の中間点としてたいへん恵まれた交通環境にある。

② 歴史豊かな「古今伝授の里」

郡上市大和地域は、中世の領主として約340年間にわたり郡上を統治した東氏の拠点であった。東氏は藤原定家の血を引く和歌の家柄として名高く、中でも第九代東常縁は古今和歌集の秘伝を連歌師宗祇に授けて「古今伝授の祖」と言われる。特に牧地域には国名勝・東氏館跡庭園や県史跡・篠脇城、県重要無形民俗文化財「明建神社の七日祭り」など、東氏に縁の文化財が多く残っている。

なお、毎年8月7日に行われる明建神社の七日祭りは、東氏が伝えたと言われる例祭で、700年以上の歴史があるといわれる。中世の芸能・田楽が奉納され、その際に出役者と見学者に中世の酒である白酒（濁酒）が振舞われている。

こうした歴史と文化を生かして「古今伝授の里づくり」と称した地域興しが約20年間にわたり続けられてきた。

③ 文化交流地域としての地域振興＝古今伝授の里づくり

「古今伝授の里づくり」とは、「歌（和歌・短歌）の里づくり」であり、歌の情報発信基地化であるとともに歌に親しむ人づくり、歌心誘う美しい風景づくりなどの文化振興によって生まれる交流を元に経済的基盤の確立をも狙うものである。

平成5年、「東氏記念館」「和歌文学館」「短歌図書館」「研修館」「交流館」などの新たな施設と、周辺に点在する文化財とを融合した「古今伝授の里フィールドミュージアム」が開園した。同ミュージアムを拠点として、短歌大会、薪能や文楽、コンサートなどさまざまな文化的イベントが活発に催されるようになり、大和町の知名度は飛躍的に高まった。

これに連動して平成11年に「やまと温泉やすらぎ館」、平成13年には「道の駅・古今伝授の里やまと」、平成17年には「ぎふ大和パーキングエリア」などの経済施設が次々とオープンし、第三セクターで運営している。平成18年12月、やまと温泉の入館者数が200万人を突破するなど、当町への入込み客は着実に増えてきた。しかしながら、地元産品の不足をはじめ、近年のガソリン価格の高騰や資材のコスト高による物価上昇等の影響により、観光客の当地での支出金額が減少するなど、いくつかの課題も発生している。

5 構造改革特別区域の意義

「古今伝授の里づくり」による20年間の取り組みから、知名度の向上や印象付けには大きな成果を得たと言えるが、経済的な波及効果という点ではまだまだ弱く、地元産品が不足している状況にある。

そこで、古今伝授の里の特産品として、中世食文化の復興を試みたところ、大和町栗巣の母袋地区には、鎌倉時代から保存食として伝えられていた燻製豆腐があることに思い至った。囲炉裏の火天の上で豆腐を燻したものであるが、これを改良・商品化した「母袋燻り豆腐」は、全国特産品コンテスト中小企業庁長官賞（全国観光土産品連盟推奨品）を受賞するヒット商品となり、中でも万場地区で取れた枝豆を使用した豆腐は大変好評である。

また、平成17年6月には郡上大和名産品研究会を立上げ、地元の食材を使用した地元の手による商品を開発しようと町内の業者20社と協議を重ね、桜寿司・鮎寿司・あまご寿司・いわな寿司などを開発した。この他にも、地元の山菜、野菜などをふんだんに使用した食の開発と提供に努めている。

本構造改革特別区域の認定により、中世の酒である白酒（濁酒）を提供できるようになることは、個性的な古今伝授の里の食文化に更なる付加価値を加えるものとして大きな期待を寄せている。

6 構造改革特別区域の目標

古今伝授と東氏に関する歴史と文化、歌の情報発信基地化、美しい風景、個性的で質の高い様々な催し、そこに魅力的な食が加わることにより「古今伝授の里」が総合的に完成される。また、今後グリーンツーリズムの推進を図り、地域で行われる様々な催しへの参加と農業体験をミックスすることによって滞在型化、リピータ

一化を促す。

古今伝授の里を訪れた人は、この地域独自の歴史と文化に触れることになる。ある時は古くから伝わる地域の祭りに参加し、ある時は能や文楽といった日本が世界に誇る文化遺産を鑑賞し、短歌や俳句の創作や学習に精を出し、また究極のアウトドアライフとも言える農業体験などでこの山里を満喫することになる。

「古今伝授の里フィールドミュージアム」「道の駅・古今伝授の里やまと」を核としながら、農家民宿や小規模な宿泊施設を充実させて、質の高い交流の里を築くのが目標である。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本地域は、東海北陸自動車道の全線開通により、観光客の通過地点となることが危惧されている。そこで、本地域を都市住民に認識してもらうために、既存にはないより大きな魅力が必要となっている。

本特区計画に基づき、平成21年度までに1軒の農家レストランが濁酒の製造を開始し、平成22年度までには2軒の開業を進め、農家民宿も1軒ずつ増やしていく予定である。これにより、滞在型としては今ひとつ魅力に乏しかった大和地域が、滞在型観光地の一つとして都市住民に認識され、地元住民にも「やる気」が沸くと同時に、「おもてなしの心」「迎える心」「人と人の交流」「心と心の交流」が活発に進められる。交流人口の増加拡大が図られれば、今後は宿泊観光客の増加も見込まれ、「古今伝授の里づくり」がさらに一步踏み出せる。

また、宿泊する観光客が増加すれば、地域で生産される農産物の消費拡大が図られ、郡上鮎・あまご・岩魚など地産地消の機運も高まり、地場産業の活性化が推進される。特に農家レストラン等で濁酒を自家醸造することにより、米（こしひかり）の自家消費が拡大されるとともに、農家の所得の向上が見込まれる。

大和観光協会では「行ってよかった 大和」をうたい文句にして、とぶろく特区を活用した都市と農村の交流の観光施策を計画し充実を図る。

期待される経済的社会的効果は下記のとおり

○新規起業（農家民宿や自家製による酒類製造）

	現在	平成21年度目標	平成22年度目標
農家民宿数	0件	1件	2件
自家製による酒類製造件数	0件	1件	2件

○新規起業（農家レストランや自家製による酒類製造）

	現在	平成21年度目標	平成22年度目標
農家レストラン数	2件	4件	6件
自家製による酒類製造件数	0件	1件	2件

○観光客の増加

	現在	平成21年度目標	平成22年度目標
宿泊客数	11,254人	12,000人	12,500人
日帰客数	1,645,418人	1,728,000人	1,814,000人

8 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

① 特産品開発と産直物産によるおもてなし

郡上食品衛生協会大和支部または、郡上大和名産品研究会に属し、郡上大和で生産される農産物などを使い、地元の手で作上げた商品を開発し提供する。

② イベントの開催

本地域の「古今伝授の里づくり」を推進するため、薪能・文楽・古今伝授の里短歌大会など各種のイベントを開催し、都市住民と地域住民との交流の場を提供して、「古今伝授の里 やまと」のファンづくりを進める。

③ 農業の新規参入等の支援

農業に新規参入する者や、農業を拡大する者にあつては、岐阜県農業制度資金等を活用し農業生産に必要な資材・機械・倉庫等の購入及び建築資金に補助金を支給して、実施主体が新規事業展開を容易にできるよう支援する。

④ グリーンツーリズム推進事業

種まき体験、竹とんぼ・水鉄砲作り等の各種グリーンツーリズムを企画・実施し、観光客の増加につなげる。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始日の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

(別紙)

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規則の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館・民宿・レストラン・飲食店等）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として**その他の醸造酒（特定酒類）**（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

①事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けたもの

②事業が行われる区域

郡上市の区域の一部（大和町地域）

③事業の実施期間

上記2に記載した者が、酒類の製造免許を受けた日以降

④事業により実施される行為又は文化交流地域としての地域振興

上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストランや農家民宿等を営む農業者が米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として濁酒を製造しようとする場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、新しい地場製品の創造となり、農業農村の活性化にもつながる。また、濁酒製造への取り組みは、小規模ながらも農家副収入のひとつの手段ともなり、濁酒とあわせて地元食材を提供することは、地産池消の促進へも波及するものと考えられる。

このような民間の自発的な取り組みが広まることは、地域の活性化にもつながるという視点からも、当該特例措置の適用が必要であると考えられる。

なお、当該特例により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされる。

市では、無免許製造を防止するために制度内容の周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。